

## 新潟市授業料収納事務取扱要綱

平成 3年7月1日  
改正 平成13年4月1日  
改正 平成17年4月1日  
改正 平成26年4月1日  
改正 平成27年4月1日  
改正 令和元年10月1日

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、新潟市立高等学校条例（昭和39年新潟市条例第30号）第5条から第7条までに規定する入学料及び授業料並びに新潟市立中等教育学校条例（平成20年新潟市条例第4号）第5条から第7条までに規定する進級料、入学料及び授業料（以下「授業料等」という。）の収納事務を電子計算組織により処理するために必要な事項について定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この要綱において、口座振替に係る事務を扱う金融機関の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 取扱店

納入義務者からの依頼に基づき、授業料等を電子データの交換により口座振替で収納する方法（以下「口座振替」という。）を承諾した新潟市指定金融機関、新潟市収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）の店舗をいう。

#### (2) 代表店

口座振替による収納事務を同一金融機関を代表して行う店舗（事務センター等を含む）をいう。

#### (3) 取りまとめ店

代表店が行う授業料収納事務を統括する店舗（事務センター等を含む）をいう。

### (授業料等の収納方法)

第3条 授業料等の収納方法は、口座振替により収納する方法とする。ただし、この方法によることが困難な場合又は納入義務者が希望する場合は、高等学校及び中等教育学校（以下「学校」という。）窓口で収納することとする。

第4条 納入義務者は、授業料等の収納方法について、口座振替又は学校窓口での収納のいずれかの方法を選択し、市長に届け出るものとする。

2 納入義務者が口座振替の方法により納入しようとするときは、あらかじめ取扱店に預貯金口座を設けて、取扱店の確認を得なければならない。

3 前項の規定は、納入義務者がやむを得ない事情により、取扱店又は預貯金口座を変更するときにこれを準用する。

### (口座振替日)

第5条 代表店が口座振替を行う日（以下「振替日」という。）は、新潟市立高等学校

条例第7条第3項並びに新潟市立中等教育学校条例第7条第3項に規定する納付期限とする。

2 振替日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日とする。

(領収書の省略)

第6条 口座振替による納入義務者に対する領収書は、発行しないものとする。

(振替不能者の取扱)

第7条 口座振替不能者の振替不能分については、学校窓口での収納扱いとする。

2 前項の取扱いは、当該月分に限り行うものとし、翌月以降は納入方法変更の届出のない限り口座振替扱いとする。

(学校長の事務)

第8条 学校長は、次の各号の事務を行うものとする。

(1) 全生徒に生徒コードを設定すること。

(2) 授業料の納入方法の届出を受理し、教育委員会事務局学務課長（以下「学務課長」という。）に提出すること。

(3) 休学、復学、退学、原級留置及び減免等生徒の異動状況を学務課長に報告すること。

(学務課長の事務)

第9条 学務課長は、授業料等収納事務に係る電子計算組織の運用及び維持管理に関する事務を行う。

2 電算処理及びシステムの維持管理は、別途専門業者へ委託する。

(取りまとめ店の事務)

第10条 取りまとめ店の事務は、次のとおりとする。

(1) 授業料等請求に係る電子データ（以下「口座振替依頼データ」という。）を代表店別に分離し、振替日前4営業日までに代表店へ送付すること。

(2) 代表店から返戻された処理結果に係る電子データ（以下「口座振替処理結果データ」という。）を集約し、振替日後3営業日までに専門業者へ送付すること。

(3) 口座振替扱いによる収入金を振替日後4営業日までに市公金口座へ付け替えること。

(代表店の事務)

第11条 代表店の事務は、次のとおりとする。

(1) 取りまとめ店から送付された口座振替依頼データに基づき、振替日に納入義務者の預金口座から振替を行うこと。

(2) 振替状況について口座振替処理結果データを作成し、振替日後2営業日までに取りまとめ店へ送付すること。

(3) 口座振替扱いによる収入金を振替日後2営業日までに取りまとめ店へ振り込むこと。

(取扱店の事務)

第12条 取扱店は、納入義務者から口座振替の依頼があったときは、納入義務者の依頼した預金口座の有無、名義人、口座番号等を確認するものとする。

(電子データの仕様)

第13条 口座振替依頼データ及び口座振替処理結果データのレコードレイアウト等の仕様は、別紙によるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 第13条に定める電子データにより第2条に定める金融機関の間で行われる電子データの交換は、次の各号に定めるところによる。

(1) データ伝送

通信ネットワークを用いて電子データを交換する場合は、接続先を特定し、通信の安全確保に十分配慮するものとする。

(2) 媒体搬送

前号によりデータ交換を行うことが困難な場合は、指定された形式による磁気媒体にデータを格納し、媒体搬送については安全を確保するものとする。

附 則

この要綱は、平成3年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。